

母子・父子・寡婦福祉資金のお知らせ

～母子家庭及び父子家庭並びに寡婦のみなさんの生活の安定、子供の福祉を図るために無利子（又は年1.0%）で各種資金の貸付を行っています～

○貸付を受けられる方は

- 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子又は男子
- 20歳未満の父母のいない児童
- かつて母子家庭の母であった方（現在、児童が20歳以上になっている方）
- 40歳以上の配偶者のない女子であって、現に児童を扶養していない方

○所得による貸付の制限

40歳以上の配偶者のない女子、及び現に扶養する子等のない寡婦の場合は、前年度の所得額が203万6,000円を超える時は、原則として貸付は受けられません。

○貸付申請の手続（申請に必要な書類等）

- 共通する添付書類
 - 申請者及び児童又は子の戸籍謄本と住民票（世帯全員の本籍と続柄が入っているもの）の写し
 - 母子福祉資金借受者資格証明（様式第2号）、寡婦福祉資金借受者資格証明（様式第3号）又は、配偶者のない女子・男子であることを確認できる書類（児童扶養手当証書の写しでも可。）
 - 保証書（様式第4号）
 - 申請者が児童の場合・・・貸付申請同意書（様式第5号）
- 資金の種類により、下の一覧表の「添付書類」欄に記載されている書類
- 子のない寡婦については、前年の所得を証明する書類
- その他、広域振興局長が必要と認める書類

○保証人

次の要件を備えている保証人が必要です。

- 独立して生計を営んでいること。
- 県内に1年以上居住し、かつ原則として申請者と同一の広域振興局管内に居住していること。

○償還金

償還にあたっては、年賦、半年賦又は月賦のいずれかの償還方法を選ぶことができます。

（令和2年4月1日現在）

【母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧表】

資金名	貸付対象等	貸付金の限度額(円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利子	添付書類		
事業開始	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	（団 体）	2,930,000	一括貸付	貸付の日から 1年 間	据置期間経過後 7年以内	無利子 （又は1.0%）	事業計画書(様式第6号)
				4,410,000					
事業継続	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	（団 体）	1,470,000	一括貸付	貸付の日から 6ヶ月 間	据置期間経過後 7年以内	無利子 （又は1.0%）	事業状況調書(様式第7号) 事業計画書(様式第6号)
				1,470,000					
技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	【一般】 月 額	68,000	習得期間中 5年以内	習得期間満了後 1年 間	据置期間経過後 20年以内	無利子 （又は1.0%）	技能習得先で発行する在籍証明書
			【特別】 一括(12ヶ月相当)	816,000					
修 業	児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	（自動車運転免許習得の場合）	460,000	一括貸付	習得期間満了後 1年 間	据置期間経過後 20年以内	無利子	技能習得先で発行する在籍証明書 児童扶養手当相当額を加算する場合は児童扶養手当資格喪失通知書及び年金の資格喪失を明らかにできる書類
			【一般】 月 額	68,000					
就職支度	母子家庭の母 父子家庭の父 児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	【一般】	100,000	一括貸付	貸付の日から 1年 間	据置期間経過後 6年以内	無利子 （又は1.0%）	就職決定通知書の写し又は就職を証明する書類
			（通勤のための自動車購入費用を含めた場合）【特別】	330,000					
医療介護	母子家庭の母 父子家庭の父 児童(介護は除く) 寡婦	医療又は介護(当該医療又は介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)を受けるために必要な資金	【医療】	340,000	一括貸付	受領期間満了後 6ヶ月以内	据置期間経過後 5年以内	無利子 （又は1.0%）	医師又は歯科医師の概算医療費等を記載した診断書、あん摩・マッサージ等の施術者が発行する施術料の見積書
			【介護】	500,000					
生 活	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、母子家庭・父子家庭になって間もない(7年未満)者が生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な資金 ((注)生活安定期間中の貸付は2,520,000円、養育費の取得のための裁判費用については、1,260,000円(一般分の12月相当)を限度として貸付けることができます)	【技能習得】 月 額	141,000	習得期間中 5年以内	据置期間経過後 20年以内	無利子 （又は1.0%）	配偶者のないひとり親となっている期間を明らかにできる書類 ※一括して貸し付ける場合は3か月分を限度とする。	
			【医療介護】 月 額	103,000					
			【一 般】 月 額	105,000	受領期間中 1年以内	据置期間経過後 5年以内			
住 宅	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅の建設、購入、補修、保全、改築、又は増築をするのに必要な資金	通常の場合	1,500,000	一括貸付	貸付の日から 6ヶ月 間	据置期間経過後 通常の場合6年以内 据置期間経過後 災害、老朽等による増改築の場合7年以内	無利子 （又は1.0%）	建設、購入、補修、改築又は増築計画書、同見積書、住居が他人の所有に属する場合は所有者の承諾書
			災害、老朽等による増改築の場合	2,000,000					
転 宅	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を移転するための住宅の貸借に際し必要な資金		260,000	一括貸付	貸付の日から 6ヶ月 間	据置期間経過後 3年以内	無利子 （又は1.0%）	住宅の賃借契約書の写し、敷金、前家賃等の一時金を必要とする証明書

資金名	貸付対象等		貸付金額の限度(円)		貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利子	添付書類								
就学支度	児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために 必要な被服等の購入等 に必要な資金	小 学 校	64,300	一括貸付	中学校卒業後 修学終了後 6ヶ月間	据置期間経過後 20年以内 (県では従来より10年) (専修学校の一般課程) 5年以内 修業施設 据置期間経過後 5年以内	無利子	所得税の非課税証明書等 入学決定通知書の写し 又は、入学を証明する書類								
			中 学 校	81,000													
			高 校、高 専、専 修 (高等、一般課程)	自宅 150,000 自宅外 160,000													
			私立の高校、高専、専修 (高等課程)	自宅 410,000 自宅外 420,000													
			大学、短大、専修 (専門課程)	自宅 410,000 自宅外 420,000													
			私立の大学、短大、専修 (専門課程)	自宅 580,000 自宅外 590,000													
			国 公 立 大 学 院	380,000													
			私 立 大 学 院	590,000													
			修 業 施 設 (中卒の場合)	自宅 150,000 自宅外 160,000													
			修 業 施 設 (高卒の場合)	自宅 272,000 自宅外 282,000													
			結 婚	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦						子の婚姻に際し必要 な資金	300,000		一括貸付	貸付の日から 6ヶ月間	据置期間経過後 5年以内	無利子(又 は年1.0%)	結婚予定を証明する書類 物品購入見積書

資金名	貸付対象等	学校種別	学年別	貸付金の限度額(月額)					貸付を受ける期間	修学期間中		
				1年	2年	3年	4年	5年				
修 学	児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等 専門学校又は専修学校 に就学させるための授業 料、書籍代、交通費 等の必要な資金	高等学校 専修学校(高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			据置期間	当該学校卒業後 6ヶ月間
					自宅外通学	34,500	34,500	34,500				
				私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			償還期限	据置期間経過後 20年以内 (専修学校一般課 程 5年以内)
					自宅外通学	52,500	52,500	52,500				
			高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	利子	無利子
					自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500		
				私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	79,500	79,500	添付書類	入学決定通知書 又は在学証明書
					自宅外通学	52,500	52,500	52,500	90,000	90,000		
			専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500				※ 高等学校、高等専門学校及び 専修学校に就学中の児童が、18 歳に達した日以後の最初の3月31 日が終了したことにより、児童扶養 手当等の給付が受けられなくなっ た場合、左記額に児童扶養手当額 を加算した額を貸付限度額とする。	
					自宅外通学	78,000	78,000					
				私立	自宅通学	89,000	89,000					
					自宅外通学	126,500	126,500					
			短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500					
					自宅外通学	96,500	96,500					
				私立	自宅通学	93,500	93,500					
					自宅外通学	131,000	131,000					
			大 学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000			
					自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500			
				私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500			
					自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000			
大 学 院	修士課程		132,000	132,000								
	博士課程		183,000	183,000	183,000							
専修学校(一般課程)			49,500	49,500								